

第5回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年10月16日（月）9時50分～11時20分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐 寺地労働基準監督官

4 議 事

(1) 金額審議について

(2) その他

5 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第5回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について御報告します。今日は9名、全委員の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

本日の審議会は公開していますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 おはようございます。前回までに、労使双方から、金額を御提示いただきましたが、まだかなり隔たりがあるということで、公益委員の方で両者のお話を伺わせて

いただきました。その上で、金額について再度考えてきていただくようお願いをしたところでは。

本日も金額審議を進めてまいりたいと思います。

まず、河村委員と西本委員と私の三者で、本日の進め方について三者協議を10分程度行います。

会場の準備をお願いします。10分間休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 では、再開いたします。

前回、第4回目の専門部会で、公益委員が、労働者側、使用者側、それぞれの委員とお話をさせていただきました。

その後について、三者協議で確認させていただいたところ、労働者側、使用者側、それぞれの委員間で調整等ができていないようですので、まずは労働者側、使用者側、それぞれに分かれて協議をしていただいて、その上で、本日時点での金額の御提示をお願いしたいと思います。

では、労使双方分かれて協議をしていただきたいと思います。

会場の準備をお願いします。

各側協議の間、休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。

では、金額の御提示をお願いしたいと思います。

前は労働者側委員から提示していただきましたので、今回は使用者側委員からお願いします。

○西本委員 本日、歩み寄りをとということでしたが、まだもう少し全体的な調整が必要だということで、金額はそのままにさせていただきたいと思います。901円からどれだけ上乗せするか、プラスアルファというところの整理、それからコンセンサスがなかなか得られないということですので、次回、第6回の専門部会に向けて回答するというので、本日は無回答とっております。

それから、次回、第6回に向けて、労使での協議をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひそういう機会をつくっていただけたらということです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側委員、お願いいたします。

○内藤委員 先ほど使用者側からは歩み寄りがないということでしたが、公益委員から歩み寄りをとということで検討をしてみいました。隣県である島根の地域別最低賃金と電機の特定期最低賃金の差や、ここ最近の物価上昇率、また電機連合の闘争での賃金アップ率などを勘案しまして、925円を提示させていただきたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側はそのまま901円でとどまって、労働者側が3円歩み寄っていただいて925円ということで、まだかなり隔たりがあるところだと思います。これまで5回審議してきましたし、あと、昨年、労使の間でも全会一致されたときにいろいろと話をされてきたと思いますので、そのようなことも踏まえて、今後、労使で話を進めていただければと思います。

使用者側委員から労使協議の要望がありましたが、労働者側委員はよろしいですか。

○河村委員 はい。

○佐藤部会長 では、労使での協議の会場の準備をお願いします。その間休会します。

[労働者側・使用者側協議]

○佐藤部会長 再開します。

意見交換をされたということですが、本日のところはこれで閉めまして、次回以降、採決になるか、もう一度話し合いを持つかということにしたいと思いますが、取りあえず次回、冒頭で金額をまた伺いたいと思いますので、御準備をお願いします。

では、議事の2、その他について、事務局からお願いします。

○市村賃金室長補佐 次回の第6回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、10月18日火曜日17時30分から、鳥取労働局4階大会議室で開催します。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

先ほど事務局に伺ったところ、まず、特定期最低賃金については、公益委員見解は通常出さないということでした。なるべく労使で全会一致を目指していただきたいということと、もし合議に至らなかった場合については、公益委員で金額を提示して、それに対して労使が賛成できるかどうかということになるかだと思います。

その場合、労使それぞれから提示していただいた金額と、あと、示していただいた根拠に基づいて、公益委員から一定の金額を御提示していただいた金額について採決することになると思いますので、それを心に留めておいてください。やはり原則として、労使双方が納得いく金額で全会一致というのが一番求められると思いますので、次回以降よろ

しくお願いします。

では、これで閉めたいと思います。本日はありがとうございました。